

修正前	修正後
P 2 市内の中学校には、6 学級以下の学校が 3 校あり、全体の20%を占めています。 一方、19学級<u>を超える</u>大規模校も 3 校あります。 P 6 (1) 学校規模について 国が定める学校の<u>適正</u>規模※ 1 については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 P 7 国の示す小中学校の<u>適正</u>規模・適正配置 (1) 小学校の<u>適正</u>規模 (2) 中学校の<u>適正</u>規模 (3) 義務教育学校※⁵の<u>適正</u>規模 P 10 5 具体的な方向性 ・ 検討単位を中学校区単位とする。 ・ 1 学級当たりの最少人数基準は18人とする。 ・ コミュニティ・スクールを踏まえた地域とともにある学校づくりの視点で検討する。	P 2 <修正> 市内の中学校には、6 学級以下の学校が 3 校あり、全体の20%を占めています。 一方、19学級<u>以上の</u>大規模校も 3 校あります。 P 6 <修正> (1) 学校規模について 国が定める学校の<u>標準</u>規模※ 1 については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 P 7 <修正> 国の示す小中学校の<u>標準</u>規模・適正配置 (1) 小学校の<u>標準</u>規模 (2) 中学校の<u>標準</u>規模 (3) 義務教育学校※⁵の<u>標準</u>規模 P 10<追加・表記順変更> 5 具体的な方向性 ・ 適正化の検討を学校単位から中学校区単位とし、当面の間は、現行の中学校区を維持する。 ・ コミュニティ・スクールを踏まえた「地域とともにある学校づくり」の視点で検討する。 ・ 1 学級当たりの最少人数基準は18人とする。